

別紙 3

あなたの所得段階は **第1段階** です。

保険料は所得に応じて市区町村ごとに決まります。

- 65歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、段階を設定しています。保険料は3年に1度見直されます。

(以下の段階は、平成27年度～平成29年度の本市の所得段階一覧です。)

所得段階	対 象	保険料率	年間保険料
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	基準額×0.45	26,784円
第2段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.45	26,784円
第3段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.7	41,664円
第4段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超の人	基準額×0.75	44,640円
第5段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.9	53,568円
第6段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超の人	基準額	59,520円
第7段階	本人課税で本人の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	68,448円
第8段階	本人課税で本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	74,440円
第9段階	本人課税で本人の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.5	89,280円
第10段階	本人課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.65	98,280円
第11段階	本人課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.95	116,064円
第12段階	本人課税で本人の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2	119,040円

※1 老齢福祉年金とは、原則として明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれません。

※3 合計所得金額とは、各種所得の金額（配当所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得など）を合計した金額をいい、前年から繰越された「損失の繰越控除」や「特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※4 第1段階、第2段階は公費による軽減後の年間保険料、保険料率です。（軽減率：0.05）

別紙 3

あなたの所得段階は **第2段階** です。

保険料は所得に応じて市区町村ごとに決まります。

- 65歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、段階を設定しています。保険料は3年に1度見直されます。

(以下の段階は、平成27年度～平成29年度の本市の所得段階一覧です。)

所得段階	対 象	保険料率	年間保険料
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	基準額×0.45	26,784円
第2段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.45	26,784円
第3段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.7	41,664円
第4段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超の人	基準額×0.75	44,640円
第5段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.9	53,568円
第6段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超の人	基準額	59,520円
第7段階	本人課税で本人の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	68,448円
第8段階	本人課税で本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	74,440円
第9段階	本人課税で本人の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.5	89,280円
第10段階	本人課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.65	98,280円
第11段階	本人課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.95	116,064円
第12段階	本人課税で本人の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2	119,040円

※1 老齢福祉年金とは、原則として明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれません。

※3 合計所得金額とは、各種所得の金額(配当所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得など)を合計した金額をいい、前年から繰越された「損失の繰越控除」や「特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※4 第1段階、第2段階は公費による軽減後の年間保険料、保険料率です。(軽減率:0.05)

別紙 3

あなたの所得段階は **第3段階** です。

保険料は所得に応じて市区町村ごとに決まります。

- 65歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、段階を設定しています。保険料は3年に1度見直されます。

(以下の段階は、平成27年度～平成29年度の本市の所得段階一覧です。)

所得段階	対 象	保険料率	年間保険料
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	基準額×0.45	26,784円
第2段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.45	26,784円
第3段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.7	41,664円
第4段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超の人	基準額×0.75	44,640円
第5段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.9	53,568円
第6段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超の人	基準額	59,520円
第7段階	本人課税で本人の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	68,448円
第8段階	本人課税で本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	74,440円
第9段階	本人課税で本人の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.5	89,280円
第10段階	本人課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.65	98,280円
第11段階	本人課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.95	116,064円
第12段階	本人課税で本人の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2	119,040円

※1 老齢福祉年金とは、原則として明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれません。

※3 合計所得金額とは、各種所得の金額(配当所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得など)を合計した金額をいい、前年から繰越された「損失の繰越控除」や「特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※4 第1段階、第2段階は公費による軽減後の年間保険料、保険料率です。(軽減率:0.05)

別紙 3

あなたの所得段階は **第4段階** です。

保険料は所得に応じて市区町村ごとに決まります。

- 65歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、段階を設定しています。保険料は3年に1度見直されます。

(以下の段階は、平成27年度～平成29年度の本市の所得段階一覧です。)

所得段階	対 象	保険料率	年間保険料
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	基準額×0.45	26,784円
第2段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.45	26,784円
第3段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.7	41,664円
第4段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超の人	基準額×0.75	44,640円
第5段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.9	53,568円
第6段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超の人	基準額	59,520円
第7段階	本人課税で本人の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	68,448円
第8段階	本人課税で本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	74,440円
第9段階	本人課税で本人の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.5	89,280円
第10段階	本人課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.65	98,280円
第11段階	本人課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.95	116,064円
第12段階	本人課税で本人の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2	119,040円

※1 老齢福祉年金とは、原則として明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれません。

※3 合計所得金額とは、各種所得の金額（配当所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得など）を合計した金額をいい、前年から繰越された「損失の繰越控除」や「特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※4 第1段階、第2段階は公費による軽減後の年間保険料、保険料率です。（軽減率：0.05）

別紙 3

あなたの所得段階は **第 5 段階** です。

保険料は所得に応じて市区町村ごとに決まります。

- 65 歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、段階を設定しています。保険料は 3 年に 1 度見直されます。

(以下の段階は、平成 27 年度～平成 29 年度の本市の所得段階一覧です。)

所得段階	対 象	保険料率	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	基準額×0.45	26,784 円
第 2 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.45	26,784 円
第 3 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額×0.7	41,664 円
第 4 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 120 万円超の人	基準額×0.75	44,640 円
第 5 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.9	53,568 円
第 6 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超の人	基準額	59,520 円
第 7 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円未満の人	基準額×1.15	68,448 円
第 8 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	基準額×1.25	74,440 円
第 9 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.5	89,280 円
第 10 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	基準額×1.65	98,280 円
第 11 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	基準額×1.95	116,064 円
第 12 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 800 万円以上の人	基準額×2	119,040 円

※1 老齢福祉年金とは、原則として明治 44 年（1911 年）4 月 1 日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれません。

※3 合計所得金額とは、各種所得の金額（配当所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得など）を合計した金額をいい、前年から繰越された「損失の繰越控除」や「特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※4 第 1 段階、第 2 段階は公費による軽減後の年間保険料、保険料率です。（軽減率：0.05）

別紙 3

あなたの所得段階は **第 6 段階** です。

保険料は所得に応じて市区町村ごとに決まります。

- 65 歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、段階を設定しています。保険料は 3 年に 1 度見直されます。

(以下の段階は、平成 27 年度～平成 29 年度の本市の所得段階一覧です。)

所得段階	対 象	保険料率	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	基準額×0.45	26,784 円
第 2 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.45	26,784 円
第 3 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額×0.7	41,664 円
第 4 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 120 万円超の人	基準額×0.75	44,640 円
第 5 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.9	53,568 円
第 6 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超の人	基準額	59,520 円
第 7 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円未満の人	基準額×1.15	68,448 円
第 8 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	基準額×1.25	74,440 円
第 9 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.5	89,280 円
第 10 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	基準額×1.65	98,280 円
第 11 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	基準額×1.95	116,064 円
第 12 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 800 万円以上の人	基準額×2	119,040 円

※1 老齢福祉年金とは、原則として明治 44 年（1911 年）4 月 1 日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれません。

※3 合計所得金額とは、各種所得の金額（配当所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得など）を合計した金額をいい、前年から繰越された「損失の繰越控除」や「特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※4 第 1 段階、第 2 段階は公費による軽減後の年間保険料、保険料率です。（軽減率：0.05）

別紙 3

あなたの所得段階は **第 7 段階** です。

保険料は所得に応じて市区町村ごとに決まります。

- 65 歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、段階を設定しています。保険料は 3 年に 1 度見直されます。

(以下の段階は、平成 27 年度～平成 29 年度の本市の所得段階一覧です。)

所得段階	対 象	保険料率	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	基準額×0.45	26,784 円
第 2 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.45	26,784 円
第 3 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額×0.7	41,664 円
第 4 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 120 万円超の人	基準額×0.75	44,640 円
第 5 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.9	53,568 円
第 6 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超の人	基準額	59,520 円
第 7 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円未満の人	基準額×1.15	68,448 円
第 8 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	基準額×1.25	74,440 円
第 9 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.5	89,280 円
第 10 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	基準額×1.65	98,280 円
第 11 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	基準額×1.95	116,064 円
第 12 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 800 万円以上の人	基準額×2	119,040 円

※1 老齢福祉年金とは、原則として明治 44 年（1911 年）4 月 1 日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれません。

※3 合計所得金額とは、各種所得の金額（配当所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得など）を合計した金額をいい、前年から繰越された「損失の繰越控除」や「特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※4 第 1 段階、第 2 段階は公費による軽減後の年間保険料、保険料率です。（軽減率：0.05）

別紙 3

あなたの所得段階は **第 8 段階** です。

保険料は所得に応じて市区町村ごとに決まります。

- 65 歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、段階を設定しています。保険料は 3 年に 1 度見直されます。

(以下の段階は、平成 27 年度～平成 29 年度の本市の所得段階一覧です。)

所得段階	対 象	保険料率	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	基準額×0.45	26,784 円
第 2 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.45	26,784 円
第 3 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額×0.7	41,664 円
第 4 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 120 万円超の人	基準額×0.75	44,640 円
第 5 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.9	53,568 円
第 6 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超の人	基準額	59,520 円
第 7 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円未満の人	基準額×1.15	68,448 円
第 8 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	基準額×1.25	74,440 円
第 9 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.5	89,280 円
第 10 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	基準額×1.65	98,280 円
第 11 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	基準額×1.95	116,064 円
第 12 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 800 万円以上の人	基準額×2	119,040 円

※1 老齢福祉年金とは、原則として明治 44 年（1911 年）4 月 1 日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれません。

※3 合計所得金額とは、各種所得の金額（配当所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得など）を合計した金額をいい、前年から繰越された「損失の繰越控除」や「特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※4 第 1 段階、第 2 段階は公費による軽減後の年間保険料、保険料率です。（軽減率：0.05）

別紙 3

あなたの所得段階は **第 9 段階** です。

保険料は所得に応じて市区町村ごとに決まります。

- 65 歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、段階を設定しています。保険料は 3 年に 1 度見直されます。

(以下の段階は、平成 27 年度～平成 29 年度の本市の所得段階一覧です。)

所得段階	対 象	保険料率	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	基準額×0.45	26,784 円
第 2 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.45	26,784 円
第 3 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額×0.7	41,664 円
第 4 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 120 万円超の人	基準額×0.75	44,640 円
第 5 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.9	53,568 円
第 6 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超の人	基準額	59,520 円
第 7 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円未満の人	基準額×1.15	68,448 円
第 8 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	基準額×1.25	74,440 円
第 9 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.5	89,280 円
第 10 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	基準額×1.65	98,280 円
第 11 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	基準額×1.95	116,064 円
第 12 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 800 万円以上の人	基準額×2	119,040 円

※1 老齢福祉年金とは、原則として明治 44 年（1911 年）4 月 1 日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれません。

※3 合計所得金額とは、各種所得の金額（配当所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得など）を合計した金額をいい、前年から繰越された「損失の繰越控除」や「特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※4 第 1 段階、第 2 段階は公費による軽減後の年間保険料、保険料率です。（軽減率：0.05）

別紙 3

あなたの所得段階は **第 10 段階** です。

保険料は所得に応じて市区町村ごとに決まります。

- 65 歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、段階を設定しています。保険料は 3 年に 1 度見直されます。

(以下の段階は、平成 27 年度～平成 29 年度の本市の所得段階一覧です。)

所得段階	対 象	保険料率	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	基準額×0.45	26,784 円
第 2 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.45	26,784 円
第 3 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額×0.7	41,664 円
第 4 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 120 万円超の人	基準額×0.75	44,640 円
第 5 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.9	53,568 円
第 6 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超の人	基準額	59,520 円
第 7 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円未満の人	基準額×1.15	68,448 円
第 8 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	基準額×1.25	74,440 円
第 9 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.5	89,280 円
第 10 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	基準額×1.65	98,280 円
第 11 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	基準額×1.95	116,064 円
第 12 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 800 万円以上の人	基準額×2	119,040 円

※1 老齢福祉年金とは、原則として明治 44 年（1911 年）4 月 1 日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれません。

※3 合計所得金額とは、各種所得の金額（配当所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得など）を合計した金額をいい、前年から繰越された「損失の繰越控除」や「特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※4 第 1 段階、第 2 段階は公費による軽減後の年間保険料、保険料率です。（軽減率：0.05）

別紙 3

あなたの所得段階は **第 11 段階** です。

保険料は所得に応じて市区町村ごとに決まります。

- 65 歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、段階を設定しています。保険料は 3 年に 1 度見直されます。

(以下の段階は、平成 27 年度～平成 29 年度の本市の所得段階一覧です。)

所得段階	対 象	保険料率	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	基準額×0.45	26,784 円
第 2 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.45	26,784 円
第 3 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額×0.7	41,664 円
第 4 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 120 万円超の人	基準額×0.75	44,640 円
第 5 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.9	53,568 円
第 6 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超の人	基準額	59,520 円
第 7 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円未満の人	基準額×1.15	68,448 円
第 8 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	基準額×1.25	74,440 円
第 9 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.5	89,280 円
第 10 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	基準額×1.65	98,280 円
第 11 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	基準額×1.95	116,064 円
第 12 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 800 万円以上の人	基準額×2	119,040 円

※1 老齢福祉年金とは、原則として明治 44 年（1911 年）4 月 1 日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれません。

※3 合計所得金額とは、各種所得の金額（配当所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得など）を合計した金額をいい、前年から繰越された「損失の繰越控除」や「特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※4 第 1 段階、第 2 段階は公費による軽減後の年間保険料、保険料率です。（軽減率：0.05）

別紙 3

あなたの所得段階は **第 12 段階** です。

保険料は所得に応じて市区町村ごとに決まります。

- 65 歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、段階を設定しています。保険料は 3 年に 1 度見直されます。

(以下の段階は、平成 27 年度～平成 29 年度の本市の所得段階一覧です。)

所得段階	対 象	保険料率	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	基準額×0.45	26,784 円
第 2 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.45	26,784 円
第 3 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額×0.7	41,664 円
第 4 段階	世帯非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 120 万円超の人	基準額×0.75	44,640 円
第 5 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.9	53,568 円
第 6 段階	世帯課税かつ本人非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が 80 万円超の人	基準額	59,520 円
第 7 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円未満の人	基準額×1.15	68,448 円
第 8 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	基準額×1.25	74,440 円
第 9 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.5	89,280 円
第 10 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	基準額×1.65	98,280 円
第 11 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	基準額×1.95	116,064 円
第 12 段階	本人課税で本人の合計所得金額が 800 万円以上の人	基準額×2	119,040 円

※1 老齢福祉年金とは、原則として明治 44 年（1911 年）4 月 1 日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれません。

※3 合計所得金額とは、各種所得の金額（配当所得、不動産所得、事業所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得など）を合計した金額をいい、前年から繰越された「損失の繰越控除」や「特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※4 第 1 段階、第 2 段階は公費による軽減後の年間保険料、保険料率です。（軽減率：0.05）